

第 4 回 特定保健用食品公正取引協議会広告審査会 審査結果

1. 日 時
2024 年 2 月 8 日（木） 13：00～16：30
2. 場 所
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3 階会議室（Web 併用）
3. 審査対象
広告実施期間 2023 年 4 月～2023 年 10 月（7 か月間）
4. 対象件数
35 件（内訳）テレビ 25 件、新聞 6 件、Web（ランディングページ）4 件
5. 審査要領
外部専門家（第三者委員）4 名と特定保健用食品公正取引協議会（以下協議会）会員企業のメンバーで構成された広告研究会の代表 3 名で構成し、協議会会員企業が出稿した広告について、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」および関連法規への適合性を確認した。

6. 審査結果

| 媒体 判定 | A | B | C | 適正 | 一部推奨 | 推奨 | 合計 |
|----------|---|-------------|-------------|---------------|------|-------------|---------------|
| テレビ | 0 | 7 | 0 | 17 | 0 | 1 | 25 |
| 新聞 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 6 |
| Web | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 合計 | 0 | 8 | 2 | 24 | 0 | 1 | 35 |
| 会社数と商品数 | 0 | 4 社 4 商品 | 2 社 2 商品 | 13 社 20 商品 | 0 | 1 社 1 商品 | 15 社 23 商品 |

- * TVCM（6 件）と LP（1 件）について会員外（3 社）のものを含めて審査対象とした。
- * 適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促す。
- * 一部推奨、推奨については、当該企業に連絡し、HP 等で広く公表する。

注）〈審査基準〉

- ・ A 判定
「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）に著しく抵触するものおよび虚偽、特定保健用食品の許可範囲を超える表現など。
- ・ B 判定
「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）に抵触するもの。
- ・ C 判定
「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）に抵触するおそれのあるものおよび消費者に誤認を与えるおそれのあるもの。

- ・ 適正

上記 A～C に該当しないもの

- ・ 一部推奨

「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）の考え方に合致し、消費者に対する健康の維持・増進のための啓発に資するよう工夫がなされている表現を含むもの。

- ・ 推奨

「適正」なもののうち、特に、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）の考え方に合致し、消費者に対する健康の維持・増進のための啓発に資するよう工夫がなされているもの。

【関連法規等】

健康増進法、景品表示法、「特定保健用食品に関する質疑応答集について」（令和 4 年 8 月 31 日 消食表第 346 号 消費者庁食品表示企画課長通知）。

7. 「特定保健用食品公正取引協議会広告審査会」（第4回）審査概評

特定保健用食品公正取引協議会 委員長
林 功

1991年（平成3年）に制度化された特定保健用食品は、2023年12月現在で1,059品目が許可・承認されている。

2013年度より公益財団法人 日本健康・栄養食品協会で「特定保健用食品広告審査会」が開催されてきた。当協議会ではこれを引き継ぐ形で、「広告審査会」を設置し、広告表示の適正化のみでなく、推奨すべき広告表示についても広く周知することで、より一層のトクホの広告表示の向上を目指している。

第4回「広告審査会」は、2024年2月8日に開催され、審査の対象としたテレビ、新聞、雑誌、ランディングページ（Web）の広告35件について審査を行った。

今回、消費者にわかりやすい広告表現が広く行われることを目指して設けた審査基準「推奨」に該当する広告が、初めて1件認められた。

【審査結果と主な指摘事項】

- 「A」 判定 0 件
- 「B」 判定 8 件
 - ・ ヒト試験のグラフに、被験者数、出典は表示されているが、食後の経過時間を見ていることがわかる試験条件などの詳細の記載がない。試験条件を記載すべきである。
 - ・ 許可を受けた表示について「許可表示」と明記した上で許可表示の文言を記載する必要がある。
 - ・ 現行ルール（30秒以内のTVCMにおいて、グラフを使用することは控える。）には抵触しているが、改善を求めるものではない。（運用を変え、基準も改定する方向で検討しているため）
- 「C」 判定 2 件
 - ・ 「チェックリスト」に食習慣の問題が列記され、「生活習慣の見直しが大切です」と訴求しているにもかかわらず、その下では「生活習慣を変えてケアし続けるのは難しい」と、生活習慣の改善の実行を打ち消してしまっているため、これさえ飲めば生活習慣の改善は不要と受け取られる恐れがある。
 - ・ 「〇〇サプリ No1」と記載されている。本来は、「〇〇サプリの△△カテゴリーの中で」と記載すべき。打消し表示があったとしても誤認につながりかねない。
- 一部推奨 0 件
- 推奨 1 件
 - ・ 許可表示・バランス文言の視認性がよく、表示されている時間も長く好ましい事例。
 - ・ グラフにて、「結果には個人差があります」と大きく書かれており、すべての人に効果があるかのような保証表現にならない点も工夫されている。
 - ・ 一般情報との切り分けもされている
 - ・ 「カルシウムと一緒に△△をとることが大事」について、普段の食生活での適切なカルシウム摂取をすすめたうえで、本品の摂取もあわせて推奨している。

適合性に疑問があると判定された広告について、当協議会から当該企業に連絡し、検討・改善をお願いするとともに、協議会会員等にも会社名、商品名等を伏せた上で周知し、今後の〈トクホ〉広告を作成する際の参考としていただきたいと考えている。

また、「推奨」についても、当該企業に連絡するとともに、ホームページ等で広く公表し、消費者

にとってわかりやすい広告作成に役立てて欲しい。

公正競争規約に基づき事業者間の公正な競争を確保するとともに、消費者に定着したトクホ制度をより健全に維持、発展させるため、関連企業においては、トクホ個々の商品が、消費者にとって正しく理解でき、より魅力あるものとして選択されるよう、適正な広告・表示について、より一層ご尽力いただきたい。

以上